

介護予防・日常生活支援総合事業新規指定に係る留意事項等について

令和 8 年 7 月 1 0 日
半田市福祉部高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の指定を受ける場合、状況に応じて留意事項が異なります。

1. 地域密着型サービスと総合事業の新規指定を同時に受ける場合

「地域密着型サービス新規指定に係る留意事項について」に準じますので、そちらをご確認ください。

2. 介護事業を初めて行う（総合事業のみの指定を新たに受ける）場合

地域密着型サービス部会の意見聴取はありませんが、概ね「地域密着型サービス新規指定に係る留意事項について」に準じますので、そちらをご確認ください。

3. 既に通所系又は訪問系介護保険サービス事業の指定を受けている場合

総合事業の指定を受けようとする日の2か月前までに、まずは高齢介護課 介護保険担当へ電話連絡をお願いします（TEL：0569-84-0649）。

内容を確認のうえ、その後の手順等をご説明いたします。

※期日までにご連絡がない場合、総合事業新規指定希望日に沿えない可能性があります。